

協同農業普及事業の実施に関する方針

(平成23年4月28日付け農普第76号)

岩 手 県

目 次

はじめに	1
第 1 普及指導活動の課題	2
1 意欲と能力をもった経営体の育成	2
2 消費地から信頼される産地の形成	2
3 6次産業化等をめざした高付加価値化の推進	2
4 環境と共生する産地づくりの推進	2
5 その他地域課題の解決	2
第 2 普及指導員の配置に関する事項	3
1 普及事業実施機関の設置	3
2 普及センターの配置	3
3 普及指導員を配置する機関	3
4 普及指導員の配置	3
第 3 普及指導員の資質の向上に関する事項	4
1 育成目標	4
2 計画的な研修による普及指導員の資質向上	4
3 普及指導活動を通じた普及指導員の資質向上	4
4 調査研究による普及指導員の資質向上	5
第 4 普及指導活動の方法に関する事項	6
1 課題の迅速な解決に向けた普及指導活動	6
2 普及指導計画の策定とその成果等の適切な評価	6
3 効率的かつ効果的な普及指導活動体制	6
4 調査研究の実施及び成果の活用	6
5 民間等との連携の強化	7
6 普及事業パートナーとの連携強化	7
7 行政機関との連携と行政施策の活用支援	7
8 普及指導成果の積極的な発信とその活用	7
9 普及指導と研修教育による一体的な取組の充実強化	7
10 研修教育の充実強化	7
第 5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	8
1 農業に関する教育への協力	8
2 他産業に関する指導機関との連携	8
3 農業・農村における女性の活動支援	8

はじめに

農業は、食料の生産・供給にとどまらず、環境や景観の維持・保存、文化の伝承、さらには人々のやすらぎと憩いの場の提供など様々な機能を有しており、「国民の暮らしといのち」を支える重要な産業であり、将来にわたって発展させていく必要がある。

しかしながら、農業・農村を取り巻く情勢は、生産資材の高止まりや生産物価格の低迷による農業所得の減少、また高齢化の進行と地域農業の担い手不足や耕作放棄地の増加など厳しい環境にある。

一方で、食の安全・安心への消費者ニーズの高まりから国産農産物の利用拡大や、景気が低迷する中、農業は、地域経済を支える産業として、また雇用の受け皿として期待が高まるなど、追い風の状況にある。

こうしたなか、国においては、平成 22 年 3 月に「食料・農業・農村基本計画」を策定し、食料自給率の向上に向け戸別所得補償制度の導入や、6 次産業化による農山漁村の再生を柱とした新たな政策が展開されている。

また、県では平成 21 年 12 月に策定した「いわて県民計画」に基づき、農業者や消費者が豊かさや恵みを実感できるような「食と緑の創造県いわて」の実現を目指し、未来を拓く経営体の育成、消費者から信頼される食料供給基地の確立、高付加価値化と販路の拡大などに重点的に取り組むこととしている。

このため、本県における普及事業は「いわて県民計画」に基づき、農業者が将来展望をもって農業経営に取り組むことができるよう、地域課題の迅速な解決を目指し、効果的な普及指導活動を展開するものとする。

普及事業の実施にあたっては、農業・農村の置かれている現状を踏まえ、地域や農業者のニーズを的確に把握し、

- (1) 農業経営体の経営安定と園芸等産地の再興・確立、6 次産業化の推進が喫緊の課題であることから、その解決に向けて普及指導活動を重点化する。
- (2) 市町村や農協等の地域の人材に限られる中で、これまで以上に連携強化が求められており、関係機関・団体や普及事業パートナー等と到達目標と行動計画を共有し、役割分担を明確にした協働の取り組みを充実強化し、効果的かつ効率的な普及指導活動を実施する。
- (3) また、地域課題の迅速な解決に努めるとともに、効果的な普及活動手法を関係者間で共有するとともに、普及指導成果を積極的に発信する。

普及指導員は、農業者との信頼関係を構築し、直接農業者に接して、

- (1) 高度な農業技術や深い知識をもって、地域の特性に応じて、生産条件に適合する技術を組み立て普及する活動や経営改善支援により、経営体を育成する（スペシャリスト機能）。
- (2) 地域農業の振興を図るため、先導的な役割を担う農業者及び関係機関との連携の下に、課題に対応するための方策の策定及び実施等を支援する（コーディネート機能）。
- (3) なお、何よりも技術力と指導力が期待されており、OJT 研修などにより、自ら一層の資質向上に努める。

第1 普及指導活動の課題

県として取り組む普及指導活動の基本的な課題は次のとおりとする。農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）においては、地域のニーズ及び課題の優先度を評価し、地域の実情に応じて課題を設定する。

- 1 意欲と能力をもった経営体の育成
 - (1) 認定農業者への誘導及び経営高度化に対する支援
 - (2) 集落営農の推進及び経営高度化に対する支援
 - (3) 新規就農者や多様な担い手の参入に対する支援
 - (4) 女性農業者の育成に対する支援

- 2 消費地から信頼される産地の形成
 - (1) 消費者・実需者ニーズに的確に対応した産地づくり支援
 - (2) 低コスト化や単収向上等産地力強化に向けた支援
 - (3) 農業生産工程管理（GAP）の導入・定着に対する支援

- 3 6次産業化等をめざした高付加価値化の推進
 - (1) 魅力あるアグリビジネス経営体の育成・支援
 - (2) 6次産業化をめざした農商工連携による農畜産物の高付加価値化の取組に対する支援

- 4 環境と共生する産地づくりの推進
 - (1) 持続可能な農業生産の取組に対する支援
 - (2) 地球温暖化に対応するための生産安定技術に対する支援

- 5 その他地域課題の解決
 - (1) 遊休農地の有効利用に向けた取組等に対する支援
 - (2) 鳥獣被害防止技術の導入に対する支援

第2 普及指導員の配置に関する事項

1 普及事業実施機関の設置

農業改良助長法（以下「法」という。）第12条第1項に規定する普及指導センターは、普及センターとする。

2 普及センターの配置

重点化した地域課題に対し、効果的・効率的に普及事業を展開するため、地域農業を考慮し、普及センターを配置する。

3 普及指導員を配置する機関

普及指導員は、普及センターに配置する。

また、普及センターに所属する普及指導員のうち、地域の普及指導活動を担当する者を中央農業改良普及センターに置く。

4 普及指導員の配置

普及センターの普及指導員の配置にあたっては、地域農業振興の方向や所管の市町村数等を考慮し、人員数を定め、専門分野に複数名となるよう配置とする。

また、継続的な普及活動による課題解決が図られるよう普及指導員の在任期間は、同一勤務地に一定期間従事できるよう努める。

なお、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成を行うとともに、幅広い視野を持つ普及指導員を確保するため、行政や試験研究機関との人事交流を行う。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

県は、農業普及員育成基本指針（以下「育成基本指針」という。）を定め、普及指導員としての職務の遂行のために必要な資質の向上が図られるよう研修を体系化し、充実強化を図る。

また、普及指導活動の実践を通じて、普及指導員は自ら知識・技術の向上に努める。

1 育成目標

- (1) 農業情勢や技術の進歩に伴う知識・情報の刷新を図り、農業者の高度で多様なニーズに応えうる深い知識と技術を高めること。
- (2) 農業者との信頼関係を構築し得るコミュニケーション能力を有し、協調性と主体性をもった活動により、農業者や関係機関と合意形成を図り、課題解決策等を提案し、実施等を支援できる能力を高めること。

2 計画的な研修による普及指導員の資質向上

(1) 計画的な研修

普及指導員の研修は、育成基本指針及び研修実施計画に基づき実施する。

(2) 育成基本指針

育成基本指針は、目指すべき普及指導員の姿や、普及指導員の資質向上に向けた基本的な考え方、研修体系等について示す。

また、育成基本指針は、普及指導員の資質向上の状況を踏まえ、農業者等のニーズ及び農業農村を取り巻く環境の変化に応じられるよう、必要に応じて見直す。

(3) 研修実施計画

研修実施計画は、次に掲げる研修区分毎に作成する。また、県で実施する研修に加え、国段階の研修を活用し、体系的な研修を行う。

ア 実践指導力強化基礎研修

普及指導員の役割・目的意識の醸成や基礎的な普及指導方法の習得等実践的な指導能力の向上を図る。

イ 専門指導力強化研修

専門分野を中心とした課題解決能力、経営的視点を重視した指導能力等の向上を図る。

ウ 総合指導力強化研修

普及指導方法の高度化等を中心として、地域の総合的な課題に対する解決能力の向上を図る。

エ 企画・運営能力強化研修

普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導員の育成方法、普及指導活動の管理運営等に関する研修を実施する。

(4) 効果的な研修の組合せ

研修の目的に応じて、集合研修、通信教育、派遣研修、農家派遣研修のほか、人事課等による職務能力向上研修などを組み合わせて効果的な研修を行う。

3 普及指導活動を通じた普及指導員の資質向上

普及指導課題に即したチーム活動や、関係機関及び農業者等との協働による普及指導活動の実践を通じたOJTにより、普及指導員の専門分野における課題解決能力、地域課題に対する総合的な指導力などの能力向上を図る。

なお、OJTの実施にあたっては、普及指導員の発展段階に応じて、育成目標を定めて計画的に取組むものとする。

4 調査研究による普及指導員の資質向上

普及指導員は、自らの技術・知識の向上に努めるほか、能力向上を図る観点から、地域課題解決のための調査研究活動を行うとともに各種研究会等に積極的に参加する。

県は、調査研究活動の成果発表や情報交換等のための研究会活動の充実強化に努める。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

効果的かつ効率的な普及指導活動を実現するため、普及指導活動の方法に関し、次に掲げる事項に留意する。

1 課題の迅速な解決に向けた普及指導活動

(1) 課題と対象の重点化

普及センターは、地域のニーズに基づき課題と支援対象を重点化して、集中的な取組により、迅速な課題解決を図る。

(2) 普及活動手法と成果の迅速な波及

普及センターは、普及指導活動の成果を、速やかに広く波及させるよう努める。

(3) 地域協働、チーム活動

普及センターは、地域の重点課題を解決するため、地域の実情に応じて、市町村及び農業団体等の職員、農業者のリーダー等と連携し、取組目標と行動計画を共有し、役割分担を明確にした協働による支援する仕組みを構築し、効率的な普及指導活動を行う。

また、地域協働の取組にあたって、地域課題に対応する所内のチームやチームを横断したプロジェクトチームを編成し、普及指導活動を展開する。

(4) 地域希望農業技術サポート会議を活用した試験研究機関と連携した活動

地域農業の技術的課題を地域で解決するため、「地域希望農業技術サポート会議」において、普及センターは、広域振興局等及び農業研究センターと連携を強化し、課題解決方策案の作成、実証展示圃の設置及び運営などに取組む。

2 普及指導計画の策定とその成果等の適切な評価

県は、普及指導計画の策定、普及指導活動の実施、普及指導活動の記録、評価の実施及び普及指導活動の見直しを一連のものとして行うため、「普及指導計画の策定及び普及指導活動方法の実施と評価に関する要領」（以下「策定要領」という。）を定める。

普及センターは、策定要領に基づき、継続した普及指導活動を実施する。

3 効率的かつ効果的な普及指導活動体制

(1) 普及センターの体制

普及センターの成果を着実にかつ迅速に達成するため、所長のマネジメントにより、重点化した地域課題に組織として柔軟に対応するチームを基本とした体制とする。

(2) 県域普及指導活動

全県域の重要課題の解決を図るため、普及センター、行政機関及び試験研究機関との密接な連携調整と、高度な農業技術の普及、普及指導活動の高度化及び普及指導員の資質向上に向けた企画・指導を行う。

(3) 広域普及指導活動

効果的な高度専門技術の指導を行うため、隣接する普及センター間等の連携による管轄区域を超えた普及指導活動ができるものとする。

4 調査研究の実施及び成果の活用

普及指導員は、試験研究機関等と密接な連携を保ち、普及活動手法や地域課題にかかる調査研究を積極的に実施し、その成果を普及指導に活用するよう努める。

5 民間等との連携の強化

普及センターは、多様な担い手のニーズや6次産業化等新たな課題に対応するため、民間の専門家と連携した活動やNPO法人等との協働した取組により、効果的な普及指導活動を展開する。

また、普及指導員は、民間等との連携した活動において、自らの資質向上のため、専門家が有する知識や手法等を積極的に習得するよう努める。

6 普及事業パートナーとの連携強化

普及センターは、地域課題の解決や普及活動成果の波及のため、普及指導パートナーと協働した活動に取組む。

7 行政機関との連携と行政施策の活用支援

普及センターは、広域振興局農政（林）部、農林振興センター等との密接な連携を図り、役割分担のもとに行政課題や地域課題の解決にあたる。

また、普及センターは、各種補助事業、制度資金、税制特例等の行政施策が課題解決の手段として、効果的に活用されるよう支援する。

8 普及指導成果の積極的な発信とその活用

普及センターは、普及指導活動の成果について、解決までのプロセスをとりまとめ、その内容を積極的に発信する。特に成果のあった普及手法については、その蓄積を図るとともに、関係機関で共有し、各地域の課題解決に役立てる。

9 普及指導と研修教育による一体的な取組の充実強化

普及センターは、岩手県立農業大学校（以下「農業大学校」という。）との連携を密にし、就農意欲のある者に修学を勧めるとともに、在学中の現地研修や修了後の経営確立までの発展段階に応じた支援を計画的、継続的に行う。

10 研修教育の充実強化

(1) 農業大学校における研修教育

農業改良助長法第7条第1項第5号に規定する農業者研修教育施設は農業大学校とする。

農業大学校は、地域をリードする農業者を養成するための中核的な機関として、普及センター等と適切に役割を分担し、新規就農意欲のある者や、農業を担うべき者に対して、就農前から経営が確立するまでの発展段階に応じて、以下の事項に留意して、研修教育を行う。

ア 農村青少年等を主な対象とした研修教育に加え、新規就農を志向する者等の多様な就農ニーズに配慮した研修教育の実施を行う。

イ 農業高等学校、大学等と連携を図り、農業教育水準の向上に努める。

ウ 指導職員については、普及指導経験及び試験研究機関における技術開発経験を考慮した配置に努めるとともに、就農に向けた指導力の向上に努める。

(2) 農村青少年等への支援

普及センターは、農業大学校等と連携して、次代を担う農村青年クラブ員等による地域の課題への取組及び技術の改良・経営管理手法の改善等に関する主体的な研究活動に対する支援を行う。

(3) 学校教育との連携

普及センター及び農業大学校は、関係機関との連携を図りつつ、将来の就農が期待される農業高等学校の生徒等に対する実践的な研修の機会の提供、学校農業クラブと農村青年クラブ等との交流に対する支援を行う。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業に関する教育への協力

行政機関、教育機関、農業協同組合等が、農業の理解醸成を目的に農業に関する教育の取組に対して、地域農業に関する情報の提供や相談への対応等を行うよう努める。

2 他産業に関する指導機関との連携

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、林業及び水産業や商工会議所等の農業以外の産業に関する指導機関との連携を図る。

3 農業・農村における女性の活動支援

農業・農村における女性の能力の活用等、女性や高齢者等の多様な者の活動を支援し、男女共同参画社会の実現の促進等に配慮する。